【表紙】

【提出書類】	臨時報告書の訂正報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2012年７月12日
【会社名】	株式会社 アドバンテスト
【英訳名】	ADVANTEST CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表取締役兼執行役員社長　松野 晴夫
【本店の所在の場所】	東京都練馬区旭町１丁目32番１号
【電話番号】	東京（03）3930－4111（代表） （注）本店所在地は登記上のものであり、本社事務は下記で行っております。
【事務連絡者氏名】	該当事項なし
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区丸の内１丁目６番２号 （新丸の内センタービルディング）
【電話番号】	東京（03）3214－7500（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役兼常務執行役員 管理本部長　中村 弘志
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町２番１号）

1【提出理由】

2012年6月26日付にて提出した臨時報告書の記載事項のうち、未定でありました「発行価格」、「発行価額の総額」、「各新株予約権の行使に際して払込みをなすべき金銭の額」、「新株予約権の行使により株式を発行する場合の当該株式の発行価格のうちの資本組入額および資本準備金の増加額」および「新規発行による手取金の額および使途」が、2012年7月12日に確定いたしましたので、これらに関連する事項を訂正するため、金融商品取引法第24条の5第5項の規定に基づき本訂正報告書を提出するものであります。なお、訂正部分は下線で記したとおりであります。

2【訂正内容】

(2) 発行数

（訂正前）

25,420個（注）

（注） 上記個数は、2012年６月26日開催の当社取締役会の決議（以下「本取締役会決議」という。）に従い発行され、2012年７月12日（以下「割当日」という。）に割り当てられる新株予約権の総数である。本取締役会決議に従い本邦において取得の申込みの勧誘がなされる新株予約権の発行数は 15,880個

であり、本邦以外の地域において取得の申込みの勧誘がなされる新株予約権の発行数は 9,540個である。

（訂正後）

25,210個（注）

（注） 上記個数は、2012年６月26日開催の当社取締役会の決議（以下「本取締役会決議」という。）に従い発行され、2012年７月12日（以下「割当日」という。）に割り当てられる新株予約権の総数である。本取締役会決議に従い本邦において取得の申込みの勧誘がなされる新株予約権の発行数は 15,820個

であり、本邦以外の地域において取得の申込みの勧誘がなされる新株予約権の発行数は9,390個である。

(3) 発行価格

（訂正前）

割当日においてブラック・ショールズ・モデルに基づき算出した公正価値とし、払込期日は定めない。ただし、当該発行価格については、会社法第246条第２項の規定に基づき、当社の取締役、監査役、執行役員および従業員が当社に対して有する報酬請求権または給与債権と相殺するものとする。当社子会社の取締役および従業員については、当社が当社国内外子会社から報酬支払債務を引受け、当社国内外子会社の取締役および従業員の有する報酬請求権または給与債権と相殺するものとする。なお、払込に関する手続の詳細については、代表取締役に一任するものとする。

（訂正後）

1個当たり34,700円

(4) 発行価額の総額

（訂正前）

未定

（訂正後）

3,917,634,000円

（注）上記金額は、（３）の発行価格の総額および本取締役会決議に従い発行されたすべての新株予約権が下記（６）記載の1株当たりの払込金額にて行使された場合の株式の発行価額の総額の合計額である。本取締役会決議に従い本邦において取得の申込みの勧誘がなされる新株予約権の発行価額の総額は2,458,428,000円であり、本邦以外の地域において取得の申込みの勧誘がなされる新株予約権の発行価額の総額は1,459,206,000円である。なお、払込金額および新株予約権の目的である株式の総数がそれぞれ下記（６）および（５）に従い調整された場合は、発行価額の総額も増減する。

(5) 新株予約権の目的である株式の種類および数

（訂正前）

当社普通株式 2,542,000株（注）

なお、各新株予約権の目的である株式の数は100株とする。

ただし、下記(6) により１株当たりの払込金額が調整される場合、次の算式により各新株予約権の目的である株式の数を調整するものとする。かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で行使されていない各新株予約権についてのみ行われ、調整により生じる１株未満の端数は、これを切り捨てる。

（後略）

（訂正後）

当社普通株式 2,521,000株（注）

なお、各新株予約権の目的である株式の数は100株とする。

ただし、下記(6) により１株当たりの払込金額が調整される場合、次の算式により各新株予約権の目的である株式の数を調整するものとする。かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で行使されていない各新株予約権についてのみ行われ、調整により生じる１株未満の端数は、これを切り捨てる。

（後略）

(6) 各新株予約権の行使に際して払込みをなすべき金銭の額

（訂正前）

各新株予約権の行使に際して払込みをなすべき金銭の額（以下、「払込金額」という。）は、割当日において次により決定される１株当たりの払込金額に上記(5）に定める各新株予約権の目的である株式の数（100株）を乗じた金額とする。
１株当たりの払込金額は、割当日の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く。）における東京証券取引所における当社株式普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額とし、１円未満の端数は切り上げる。ただし、その価額が割当日の終値（取引が成立しない場合は、それに先立つ直近日の終値とする。）を下回る場合は、当該終値とする。

なお、割当日後、当社が株式分割、株式併合または時価を下回る価額による新株の発行もしくは自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使または当社普通株式に転換できる証券の転換による当社普通株式の発行または移転の場合を除く。）、次の算式により１株当たりの払込金額を調整し、調整により生じる１円未満の端数は切り上げる。
（後略）

（訂正後）
各新株予約権の行使に際して払込みをなすべき金銭の額（以下、「払込金額」という。）は、割当日において次により決定される１株当たりの払込金額に上記(5）に定める各新株予約権の目的である株式の数（100株）を乗じた金額とする。
1株当たりの払込金額は1,207円とする。

なお、割当日後、当社が株式分割、株式併合または時価を下回る価額による新株の発行もしくは自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使または当社普通株式に転換できる証券の転換による当社普通株式の発行または移転の場合を除く。）、次の算式により１株当たりの払込金額を調整し、調整により生じる１円未満の端数は切り上げる。
（後略）

(9）新株予約権の行使により株式を発行する場合の当該株式の発行価格のうちの資本組入額および資本準備金の増加額
（訂正前）
① 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第１項に従い算出される資本金等増加限度額の２分の１の金額とし、計算の結果１円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げる。

② 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記①の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

（訂正後）
① 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は1株当たり777円とする。

② 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は1株当たり777円とする。

（注）1株当たりの払込金額が上記（６）に従い調整された場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げる。また、この場合において増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。

(14) 新規発行による手取金の額および使途

（訂正前）

① 新規発行による手取金の額（注１）

払込金額の総額　3,027,522,000円（注２）

発行諸費用の概算額　2,000,000円（注３）

差引手取概算額　3,025,522,000円

（ただし、本新株予約権は相殺方式で発行されるため新規発行による手取金はない。）

（注１）ただし、上記金額は、本取締役会決議に従い発行されたすべての新株予約権の新規発行による手取金の概算額である。

（注２）払込金額の総額は、本臨時報告書提出時の見込額を記載している。

（後略）

（訂正後）

① 新規発行による手取金の額（注１）

払込金額の総額　3,042,847,000円（注２）

発行諸費用の概算額　2,000,000円（注３）

差引手取概算額　3,040,847,000円

（ただし、本新株予約権は相殺方式で発行されるため新規発行による手取金はない。）

（注１）ただし、上記金額は、本取締役会決議に従い発行されたすべての新株予約権の新規発行による手取金の概算額である。

（注２）上記金額は、本取締役会決議に従い発行されたすべての新株予約権が上記（６）記載の1株当たりの払込金額にて行使された場合の払込金額の総額である。なお、払込金額および新株予約権の目的である株式の総数がそれぞれ上記（６）および（５）に従い調整された場合は、払込金額の総額も増減する。

（後略）

(17) 新株予約権の取得の申込みの勧誘の相手方の人数およびその内訳

（訂正前）

合計353名

であり、その内訳は下記のとおりとする。

当社取締役	８名	2,750個
当社監査役	４名	200個
当社執行役員	16名	4,740個

当社従業員（顧問、嘱託含む）　　114名　7,940個

当社がその発行済株式の全部を有する国内の子会社の取締役
5名　250個
当社が直接または間接にその発行済株式または持分の全部を有する国外の子会社の取締役
7名　380個
当社が直接または間接にその発行済株式または持分の全部を有する国外の子会社の従業員
199名　9,160個

（訂正後）
合計349名
であり、その内訳は下記のとおりとする。

当社取締役　　８名　2,750個
当社監査役　　４名　200個
当社執行役員　　16名　4,740個
当社従業員（顧問、嘱託含む）　　113名　7,880個

当社がその発行済株式の全部を有する国内の子会社の取締役
5名　250個
当社が直接または間接にその発行済株式または持分の全部を有する国外の子会社の取締役
7名　380個
当社が直接または間接にその発行済株式または持分の全部を有する国外の子会社の従業員
196名　9,010個

以上